

富士市公害対策審議会に

悪臭の環境容量の設定などを諮問

渡辺市長は2月25日、「富士市公害対策審議会」に、富士市の実情に合った悪臭防止施策を確立し、市民の健康と暮らしを守り、美しい街づくりを進めていくための諮問を行いました。諮問事項は、

- ①市民意識に基づく悪臭恕限度（許容限度）について
- ②悪臭に係る環境容量の設定について
- ③環境容量達成のための規制手法についての3項目です。

市内の悪臭発生源は約550カ所も

昭和47年1月、悪臭防止法が施行されましたが、その対象物質はアンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンの5物質にとどまっています。しかし、市民の悪臭意識は、好ましくないすべての臭気を悪臭と評価しています。これら悪臭の発生源はクラフトパルプ工場をはじめ、化学、薬品、食品化工、畜産など約550もあり、排出される悪臭物質や量、汚染の実態などまだ解明されない問題も残されています。そこで、これまでの調査研究資料の解析や今後の調査で悪臭の実態を明らかにし、悪臭の総

汚染量の把握や市民意識の実態を究明します。

以上のことを考え、悪臭の防止施策を確立するために、次の3項目を審議会に諮問しました。

- 市民意識に基づく悪臭恕限度（許容限度）について
- 悪臭に係る環境容量の設定について
- 環境容量達成のための規制手法について

審議会の専門部会で諮問事項を検討

諮問は2月25日開かれた第1回目の審議会で行ないました。まず会長に遠藤松吉市議会議員、副会長に渡辺了富士市公害被害者認定審査会長を選び、続いて渡辺市長から会長に

諮問書を渡しました。審議会は今後専門部会を設け諮問事項を検討していくことになりましたが、専門部会委員には13名（別表◆印）の方をお願いしました。

富士市公害対策審議会は、市長の諮問機関で、昭和46年に設置しました。委員は、議会、住民、学識経験者、企業代表など29人で構成され、それぞれの立場で意見をのべ、総合したものを市長に答申します。

今回の諮問は第2回目で、最初は大気汚染のうち「二酸化いおう対策」について行いました。すでにこの答申はいただき「富士503計画」と名づけ、全国に先がけて総量規制方法を採用した削減計画も4月から実施することとなり、その効果も十分期待できます。

公害対策審議会委員

■市議会議員

遠藤松吉、鈴木実、◆遠藤義彰、山崎隆

■知識経験者

◆岡部史郎(東海大学教授)◆猿田勝美(横浜市公害局次長)◆森口実(気象庁気象研究所主任研究官)◆山本丈夫(静岡薬科大学教授)◆井本文夫(静岡大学教授)◆重田芳広(日本環境衛生センター公害部次長)、渡辺浅夫(吉原工業高等学校校長)、渡辺了(富士市公

害被害者認定審査会長)、原順一(富士市医師会副会長)

■企業者・企業者団体代表者

川口清俊(富士商工会議所会頭)佐野富男(静岡県紙業協会会長)、石井利平(富士廃棄物処理業者組合長)◆岩井周三(ポリプラスチック(株)富士工場長)◆加来武彦(大昭和製紙(株)環境保全部課長)

■住民代表

酒井邦夫(富士地区労働組合会議議長)、杉山昭伍(富士市勤労者

協議会会長)◆上杉幸夫(岳南地区同盟会長)、秋山豊(富士市農業協同組合長)、山田巖(田子の浦漁業協同組合長)、山崎光子(富士市連合婦人会長)◆奈木喜久恵(あすなる母の会)◆神田俊雄(公害対策市民協議会)

■関係行政機関の職員

稲葉稔(富士労働基準監督署長)◆村上義三(富士保健所長)

■市の職員

多々良満寿雄(富士中央病院長)